

## 第3期知的財産専門職大学院認証評価ハンドブックの主な改編点

### 1. 改編方針

- ・評価方法・プロセスは、改善報告（末尾参照）を除き原則として第2期までの方法を踏襲することとし、評価基準の改定と合わせて効率化を図る。
- ・評価資料は、申請専門職大学院・評価者双方の負担軽減を図るため、電子データ化等を取り入れていく。

### 2. 主な改編箇所

#### (1) 第3期ハンドブックで新設した箇所

➡11～16頁：第2章「知的財産専門職大学院基準」を新設

※これまでのハンドブックでは、基準を資料編に掲載するのみであったが、第3期からは「知的財産専門職大学院基準」「知的財産専門職大学院基準に関する基礎要件データ」を含め、基準の見方及び基準を用いた評価について説明する章を新設。

#### (2) 基準改定に合わせて記述を変更した箇所

##### ①「知的財産専門職大学院基準に関する基礎要件データ」についての記述を追加した箇所

➡21頁：第3章「1 (4) 基礎要件データの作成」

36頁：第4章「2 (1) ②基礎要件データ」

##### ②提言（長所、特色、検討課題、是正勧告）の種類増加に応じて記述を変更した箇所

➡37頁～：第4章「2 (2) ①所見記入用紙の構成、記入欄（様式4）、③所見の作成、④各欄への記入方法」

##### ③所見、評価結果（分科会案）等で評価者が付す評定の目安の見直し

➡40頁：第4章「2 (2) ④各欄への記入方法 7) 「評定」の記入【評定の目安】

※評価基準において従来のようなレベルI◎、I○、II○といった区分がなくなったため、それに応じて付していた評定の目安も見直した。

##### ④その他

- ・評価基準の大項目が変更したことに伴う修正

➡41頁：第4章「2 (3) ①評価結果（分科会原案）の作成方法【執筆分担例】

- ・評価基準の大項目・項目・評価の視点の変更及び基礎要件の新設に伴う修正

➡77頁：資料3「教育課程又は教員組織に関わる重要な変更の届出について」

## 「2届出の対象範囲」及び「4（2）提出書類」

### （4）評価準備の効率化を図る目的で変更した箇所

#### ①評価資料の電子データ化

- ➡21頁：第3章「1（5）提出資料一覧の作成及び添付資料の提出方法」
  - 24頁：第3章「2（2）評価資料の草案の事前送付」
  - 24～25頁：第3章「2（4）評価にかかる資料の本提出」
  - 27頁：第3章「2（9）④実地調査前の準備」【実地調査の10日前までに提出する資料】
  - 32頁：第3章「3（4）重要な変更に関する届出」
  - 36頁：第4章「2（1）評価資料」
  - 44頁：第4章「3（3）事前準備」【実地調査10日前に提出される資料】
- ※点検・評価報告書、基礎要件データは紙媒体と電子データの両方を提出。添付資料は、原則として電子データでクラウド提出。ただし、申請専門職大学院が電子データ化できない冊子資料等があればそれも紙媒体提出を認める。

#### ②点検・評価報告書の文字数目安の変更

- ➡19頁：第3章「1（3）点検・評価報告書の作成」
  - ※第2期までは50,000字程度で点検・評価報告書を執筆するよう依頼していたが、基礎要件データで法令要件を表形式にしたことから目安字数を「40,000字程度以内」に変更した。

### （5）実地調査に関する記述の変更（※実地調査方法や日数に変更はない）

#### ①対象キャンパスについて（サテライト等の扱い）

- ➡26頁：第3章「2（9）実地調査への対応 ②実地調査の日程調整と実地調査対象キャンパス」
  - 44頁：第4章「3（3）事前準備 ①実地調査実施日の日程調整」
    - ※従来のハンドブックでは、「サテライト・付属施設を訪問する場合もある」旨の記述だったが、第3期に入ったことも踏まえ、サテライト等を訪問する場合の条件を追記（前回の評価以降に新設された場合、前回の評価で指摘されている場合）。

### （6）改善報告の方法の変更

#### ①提言に対する改善計画のプレゼンテーション導入、改善状況の報告について

- ➡9頁：第1章「12 改善報告」
  - 31頁：第3章「3（1）改善計画の策定・プレゼンテーション、（2）改善報告書の提出」
    - ※従来、申請専門職大学院は、評価結果において付された提言（問題点、勧告）に対し、改善状況等を記載した「改善報告書」を提出することとしていた。第3期からは、これを以下の手続とする。

- ①提言（検討課題、是正勧告）への改善計画を策定し、評価実施の翌年度（9月頃）に知的財産専門職大学院認証評価委員会において計画のプレゼンテーション及び意見交換を行う（計画については、改善報告書（様式13）に記載）。
- ②是正勧告については、評価実施年度から3年目の7月末までに「改善報告書」（様式13）を提出し、改善状況等を報告する（検討課題については不要）。

以 上